

薬事法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十六年十一月十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十八号

薬事法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(奈良県附属機関に関する条例の一部改正)

第一条 奈良県附属機関に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表知事の部奈良県一般用医薬品登録販売者試験委員の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

(奈良県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第二条 奈良県住民基本台帳法施行条例(平成十四年三月奈良県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十四号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

(奈良県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第三条 奈良県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年十月奈良県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第十九条第六号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「第二条第十六項」を「第二条第十七項」に改める。

(奈良県薬事審議会条例の一部改正)

第四条 奈良県薬事審議会条例(昭和三十八年十月奈良県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。